

必要書類等説明書

— 指定給水装置工事事業者の指定事項等の変更 —

指定給水装置工事事業者の下記の指定事項等に変更があった場合は、届出が必要となります。

(提出期限：変更があった日から 30 日以内)

《指定事項》

- ①氏名又は名称
- ②住所
- ③代表者の氏名
- ④役員の氏名（役員の増減を含む）

必要書類（各 1 部）

【法人】

- ①指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書
- ②指定給水装置工事事業者 確認事項変更届出書（記載内容の変更がある場合）
- ③指定給水装置工事事業者証（記載内容の変更がある場合）
- ④誓約書
- ⑤事業所の所在地図（住所変更がある場合）
- ⑥事業所の写真（住所変更がある場合は、外観、内部を数枚）
- ⑦定款の写し（原本証明が必要）
- ⑧登記事項証明書の原本（下水道排水設備工事指定工事店の変更を同時に行う場合は、写し可）

【個人】

- 上記①～⑥
- ⑦住民票の写し

変更完了

指定給水装置工事事業者証の記載内容が変更となる場合は、変更手続き完了後に、新しい事業者証を窓口にてお渡しします。

※注意事項

- ① 給水装置工事主任技術者の変更については、別途「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」が必要となります。